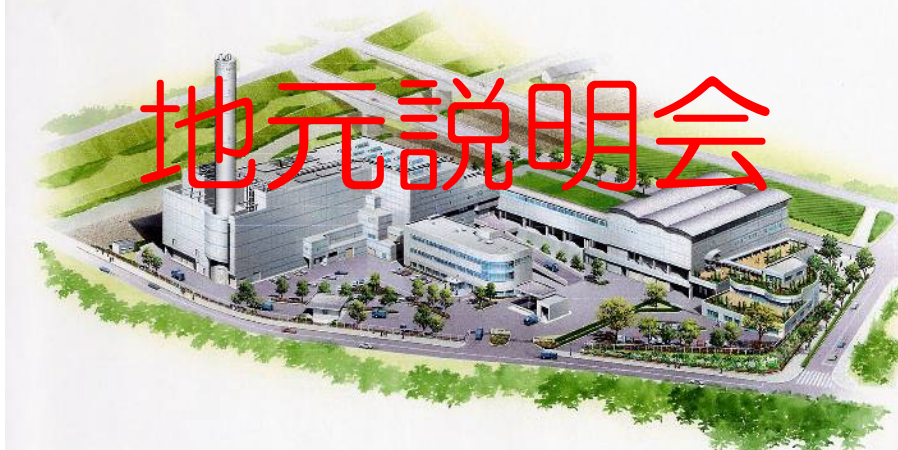


# 多摩ニュータウン環境組合

# 地元説明会



平成27年12月12日(土)

1

# 事務局長あいさつ

2

## 職員紹介

- 多摩ニュータウン環境組合  
    會田事務局長、芳野総務課長  
    諸星施設課長
- 構成市 八王子市 諸角資源循環部長  
    町田市 小島環境資源部長  
    多摩市 市ノ瀬ごみ対策課長
- 東京都 産業労働局 農林水産部  
    食料安全課 遠藤課長、長田課長補佐  
    家畜保健衛生所 塩谷所長

3

## 鳥インフルエンザ発生時における対応について

4

# 鳥インフルエンザ発生時の 防疫措置について

平成27年12月12日

東京都産業労働局農林水産部食料安全課

5

## ○鳥インフルエンザとは

- 鳥インフルエンザは、鳥から鳥へ感染する病気



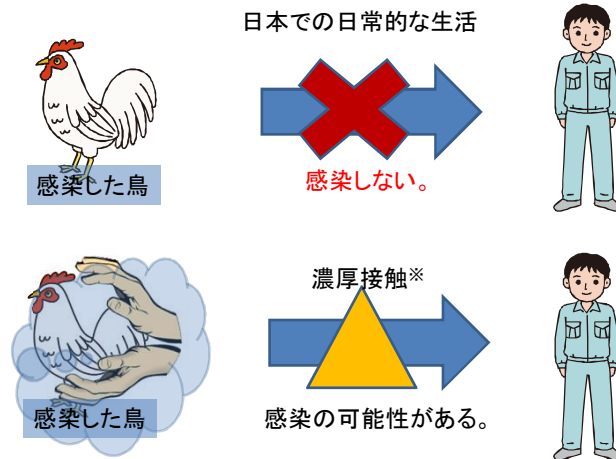
## ○人への感染リスク

- 鳥インフルエンザは、人のインフルエンザのようには容易に人へ感染しない。  
(→日本では感染例無し)

6

## ○人への感染リスク

写真代替案



※ウイルスを排泄している鳥と接触して大量のウイルスに暴露した場合

例 鶏がくしゃみをした時のしぶきを直接吸い込む  
鶏の排泄物に触った手で口や鼻に触れる

7

## ○日本国内の発生状況

|    | H15<br>~<br>H16 | H16<br>~<br>H17 | H17<br>~<br>H18 | H18<br>~<br>H19 | H19<br>~<br>H20 | H20<br>~<br>H21 | H21<br>~<br>H22 | H22<br>~<br>H23 | H23<br>~<br>H24 | H24<br>~<br>H25 | H25<br>~<br>H26 | H26<br>~<br>H27 |
|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 県数 | 3               | 0               | 0               | 2               | 0               | 0               | 0               | 9               | 0               | 0               | 1               | 4               |
| 戸数 | 4               | 0               | 0               | 4               | 0               | 0               | 0               | 24              | 0               | 0               | 1               | 5               |

## ○清掃工場周辺の養鶏場の状況

|    |                      |
|----|----------------------|
| 市名 | 八王子市、府中市、町田市、日野市、多摩市 |
| 戸数 | 124                  |
| 羽数 | 43,905               |

これまで、都内の発生はないが、今後、発生する可能性は否定できない。

8

## ○養鶏場での防疫措置

- ・発生から24時間以内に、鶏を殺処分
- ・殺処分した鶏をプラスチック製密閉容器<sup>\*</sup>に詰めて外側を消毒
- ・運搬車両に積載し、車両全体を消毒

※蓋を完全に閉めると、外れなくなり、液漏れ、臭い漏れはがない完全密閉状態になる

家畜防疫員(都の獣医師)が、指示・監督



9

## ○清掃工場までの運搬

- ・殺処分鶏を詰めた密閉容器を積載し、発生現場から最短ルートで清掃工場へ搬入

家畜防疫員が必ず同行

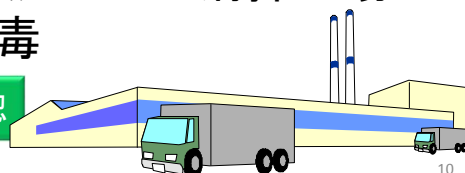


## ○清掃工場内の運搬

- ・焼却炉の投入口まで都職員等で運搬
- ・搬入車両から投入口まで清掃工場内の運搬ルートを消毒



焼却炉への投入を確認



10

## ○清掃工場内での防疫措置

- 養鶏場での、鳥インフルエンザ発生時に、清掃工場で防疫措置を実施
- 72時間以内に直接焼却炉へ投入

病原体は、70℃以上で死滅



都の防疫要員が  
密閉容器ごと  
焼却炉へ投入

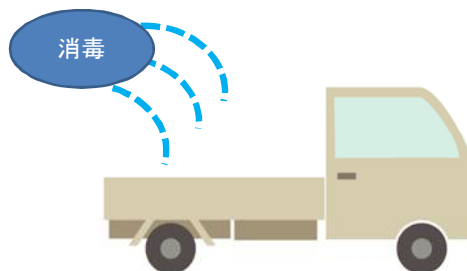


焼却炉へ直接投入  
→焼却前の一般ご  
みとは混在しない。

11

## ○荷卸し後のトラックの消毒

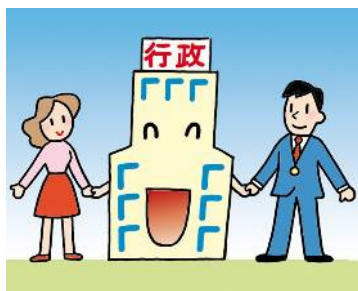
- 殺処分鶏を詰めた密閉容器を降ろした後トラックを消毒
- 消毒後に清掃工場から帰還



12

## ○ご理解・ご協力をお願いします

- 全行程に必ず家畜防疫員（都の獣医師）が同行し、管理監督を徹底
- 都の責任で、養鶏場の殺処分、運搬、清掃工場の焼却炉への投入を実施



清掃工場周辺住民の皆様のご理解・ご協力の下で、鳥インフルエンザ発生時には、安全・安心な防疫措置を行います。

13

**ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお願いいたします。**

（防疫措置の連絡先）

東京都産業労働局農林水産部

食料安全課動物薬事衛生係

電話（直通）03-5320-4845

14

# 鳥インフルエンザ発生時の 多摩清掃工場の対応について

15

## 多摩清掃工場の対応



16



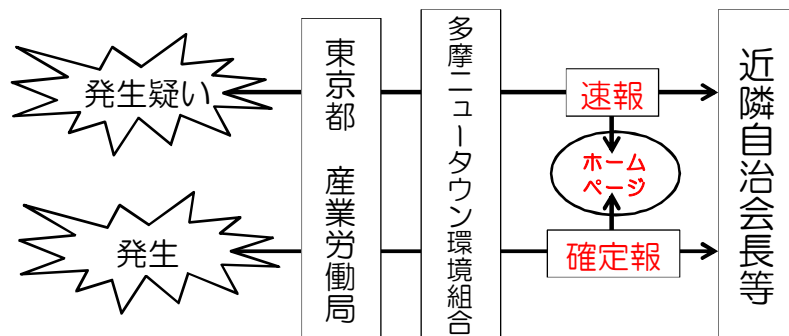
直接、稼働炉へ投入するため、  
一般ごみとは混在しません。

850度以上で焼却しているため、  
安全に処理できます。

搬入時は、草枝の持込みや  
可燃ごみの持込みについて  
待機して頂く場合があります。

17

### 発生時の連絡体制



多摩ニュータウン環境組合のホームページでも公表します。

連絡先：近隣自治会長等

連絡方法：回覧用「鳥インフル対応 連絡票」を配布

連絡内容：発生日時・搬入日時・搬入量

連絡（問合せ）先・搬入ルート

18

# 質疑応答

19

## 町田市事業系ごみの搬入について

20

町田市の多摩ニュータウン区域である「小山ヶ丘地区」の事業系ごみは、これまで量が少ないことや、事業者の負担を考慮し、多摩清掃工場へ搬入されていませんでした。

しかし、小山ヶ丘地区の開発が進み、ごみ量が一定量見込まれることから、平成28年4月から搬入を開始する方向で調整を図りたいと考えております。

ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

(多摩清掃工場搬入区域図)



【 Q&A 】

Q1 事業系ごみとはどのようなごみですか？

A1 事業系ごみは「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分かれています。多摩清掃工場で処理するのは「事業系一般廃棄物」であり、主に生ごみ、紙類、布類、木くずです。（金属やプラスチックは対象ではありません）

Q2 どのくらいの量が処理されるのですか？

A2 年間約1,300トンの見込みです。収集車にして1日2台くらいの量です。

Q3 通行する道路はどこですか？

A3 小山ヶ丘地区の家庭ごみの運搬ルートと同じと考えています。尾根幹線を直進し、福祉センター前の交差点を右折して工場に入ります。

23

## 環境データについて

24

# 排ガス

## 測定結果表

| 項目             | 測定日       | 単位                                 | 測定値     | 法令基準値 | 自主規制運用値 |
|----------------|-----------|------------------------------------|---------|-------|---------|
| 3号炉<br>ダイオキシン類 | H27.10.19 | ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> | 0.0033  | 1     | 0.01    |
| 2号炉<br>ばいじん    | H27.9.14  | g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>      | < 0.001 | 0.08  | 0.02    |
| 2号炉<br>硫酸化物    |           | m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h     | 0.46    | 92.4  | —       |
| 2号炉<br>窒素酸化物   |           | ppm                                | 8       | —     | 20      |
| 2号炉<br>塩化水素    |           | ppm                                | 32      | 250   | 56      |
| 2号炉<br>塩化水素    |           | ppm                                | 15      | 430   | 25      |

すべての測定結果において、法令基準値及び自主規制運用値を下回っています。

25

# 大気中のダイオキシン類

測定期間：H27.7.10~17 環境基準値：0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>



すべての測定地点において、環境基準値を下回っています。

26

## 焼却後の焼却灰と飛灰固化物

溶出試験結果表

| 項 目           | 単 位  | 法 令 基 準 値 | H27.10.19 | H27.10.19 |
|---------------|------|-----------|-----------|-----------|
|               |      |           | 3号炉焼却灰    | 飛 灰 固 化 物 |
| 水銀またはその化合物    | mg/l | 0.005以下   | 不検出       | 不検出       |
| カドミウムまたはその化合物 | mg/l | 0.3以下     | 不検出       | 不検出       |
| 六価クロムまたはその化合物 | mg/l | 1.5以下     | 0.01      | 不検出       |
| ヒ素またはその化合物    | mg/l | 0.3以下     | 不検出       | 不検出       |
| 鉛またはその化合物     | mg/l | 0.3以下     | 0.03      | 不検出       |
| アルキル水銀化合物     | mg/l | 不検出       | 不検出       | 不検出       |
| セレンまたはその化合物   | mg/l | 0.3以下     | 不検出       | 不検出       |

すべての測定結果において、不検出又は  
法令基準値を下回っています。

27

## 不燃残渣（埋立てごみ）の 資源化の影響について

環境測定結果に問題ないと考えます。

焼却炉等の故障はなく、運転管理に  
問題もありませんでした。

安全に、埋立て量「0」を達成して  
います。

28

# 質疑応答

29

# 事務局長あいさつ

30

ご清聴ありがとうございました。

31